

第3回 矢板市農業委員会総会 議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和2年8月21日(金) 午後4時00分
(2) 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

2 出席委員 15名

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	手塚	みち子	2番	篠木 薫
	3番	福田	一紀	4番	町野 位夫
	5番	佐藤	栄一	6番	石塚 英好
	7番	渡邊	晴夫	8番	大野 文子
	9番	君島	道夫	10番	阿久津 正一
	11番	福田	英一	12番	渡辺 正明
	13番	揚石	明	14番	佐藤 喜久男

4 欠席委員 なし

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
(4) 買受適格証明願いについて
(5) 非農地証明について
(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長…和田理男 事務局長補佐…高塩康幸 主任…土屋あゆ奈

7 会議の概要

定刻に至り会長が定数を確認。開会を宣言したのち、議事の審議に入った。

7 会議の概要

定刻に至り会長が定数を確認。開会を宣言したのち、議事の審議に入った。

(1) 議事録署名委員の決定について

会長が議事録署名人を指名する旨について、全員異議なく賛成したので、会長が福田 一紀氏及び阿久津 正一氏を任命した。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

事務局より議案第1号の説明がなされ、次に当番班長より現地調査の統括的な報告があった。第3条3件、第5条1件、非農地証明1件の現地調査を実施し、何ら問題なしとの見解が示された。詳細な報告は、各当番委員に求められた。

議案第1号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。

現地は現在、譲受人が借り受けて耕作している。この度規模拡大するため、あらためて買い受けるということである。譲受人はさくら市で現在7反以上ほど耕作しており、居住地も現地に近いとのことで、許可は問題ないとの見解が示された。

議案第1号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

事務局より議案第2号の説明がなされ、現地調査の詳細な報告が当番委員によってなされた。

現地の周囲は畑であり、理由も譲受人の経営規模拡大のためということで許可は問題ないとの見解が示された。

議案第2号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

ここで会長から農業委員会等に関する法律第31条第1項により佐藤 栄一委員の退室が求められ、佐藤 栄一委員は退室した。

事務局より議案第3号の説明がなされ、現地調査の詳細な報告が当番委員によってなされた。

現在は作付けされていないが、草刈りはされた状態である。市外在住である譲渡人は耕作や管理が難しいため、近隣の譲受人に贈与するということがある。譲受人は現在3町歩以上耕作している農家であり、許可には問題ないとの見解が示された。

議案第3号についての質疑意見等を求めたところ、佐藤 喜久男委員より、譲受人と譲渡人の関係について質問があった。事務局より、親せきなどではないが同級生であると回答があった。

次に石塚 英好委員より、農業委員会でのあっせんがあったのかと質問があった。事務局より、譲受人から相談を受けた農業委員会が阿久津 正一委員に依頼して耕作者を探していただいて決まった案件であるとの回答があった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

会長より佐藤 栄一委員の入室が求められ、佐藤 栄一委員が入室した。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

次に議案第4号についての説明が事務局より行われ、当番委員によって詳細な報告がなされた。

転用による周囲の農地への影響は低く、許可はやむを得ないとの見解が示された。

議案第4号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(4) 買受適格証明願いについて

事務局より議案第5号の説明がなされ、会長より質疑意見等が求められた。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(5) 非農地証明願いに係る処分決定について

事務局より議案第6号について説明が行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は昭和44年より宅地として使用されており、現在も宅地として利用している。周囲の農地への影響は低く、証明はやむを得ないとの見解が示された。

議案第6号についての質疑応答を求めた。揚石 明委員より、宅地転用をせずに建物があるのはなぜか質問があった。事務局より、この件に該当するかはわからないが、自己資金の場合などには転用せず建築される場合もある。公的な証明がある場合のみ、非農地証明は受け付けるものとしている。今回については航空写真が添付されている。との回答があった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

事務局より、議案第7号についての説明が行われた。

会長より議案第7号についての質疑応答が求められたが、特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

その他について、事務局より説明があった。

鉄塔の線の張替工事に伴う農地の一時転用（石関218-3）があると説明があった。工期は令和2年8月26日～令和2年11月20日であるとのこと。

その他についての案件はなく、会長が閉会を宣言した。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

渡邊 浩正

議事録署名委員

福田 一紀

議事録署名委員

阿久津 正一